

公募型プロポーザルの公告

別府市新図書館等整備基本計画策定等支援業務委託について、公募型プロポーザルにより業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

平成31年4月15日

別府市長職務代理者 別府市副市長 阿南 寿和



1 業務の概要

(1) 業務名

別府市新図書館等整備基本計画策定等支援業務

(2) 業務の目的

別府市における新図書館等の整備に向けて、基本計画の策定等を支援することを目的とする。

(3) 業務内容

「別府市新図書館等整備基本計画策定等支援業務基本仕様書（以下、「基本仕様書」という。）に示すとおりとする。

(4) 業務期間

契約締結の日から平成32年3月31日まで

(5) 履行場所

別府市内

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（共同企業体の場合は全ての構成員）は、公告日現在において、次に掲げる（1）～（8）の要件全てに該当する者としてします。

- (1) 本業務を遂行するに足る実績、技術的な能力と十分な財務的基礎を有していることと認められること。
- (2) 図書館又は図書館を含む複合施設の整備に係る基本構想又は基本計画策定業務（以下、「同種業務」という。）について、平成28年度から平成30年度の3か年以内に元請事業者として完了した実績を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産開始の申立てがなされていないこと。

- (6) 経営者等（事業主又は法人の役員、支配人若しくはその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。）でないこと。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。
- (7) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に帰属する暴力団、同情第6号に規定する暴力団員である役職者を有する団体及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 本業務委託の公示日から契約締結日までいずれの日においても、別府市一般競争入札の参加停止及び指名停止等措置基準の規定により指名停止を受けていない者であること。

### 3 参加手続等

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒874-8511 別府市上野口町1番15号

別府市教育庁社会教育課（担当 森本）

電話 0977-21-1587

FAX 0977-22-5100

E-mail lle-be@city.beppu.lg.jp

- (2) 実施要領、参加申込書等の交付

- ① 交付期間

平成31年4月15日（月）から5月16日（木）までの土曜日、日曜日及び祝祭日等の休日を除く毎日、午前8時30分から午後5時00分まで。（ただし、期間の初日は午前12時00分からとする。）

- ② 交付場所

前記3(1)に同じ。その他、別府市公式ホームページ（下記URL）においてもダウンロード可能。

[https://www.city.beppu.oita.jp/sisei/kakusyukeikaku/library\\_museum\\_keikaku.html](https://www.city.beppu.oita.jp/sisei/kakusyukeikaku/library_museum_keikaku.html)

- ③ 交付する書類

別府市新図書館等整備基本計画策定等支援業務公募型プロポーザル実施要領（以下、「実施要領」という。）、基本仕様書、参加申込提出書類・企画提案提出書類様式

- (3) 実施要領等に対する質問の受付及び回答

- ① 質問方法

(ア) 質問票（様式第3号）により、社会教育課に提出すること。ただし、ファックス又は電子メールの場合は、必ず電話等で着信したことを確認すること。

- (イ) 郵便の場合は、提出期限必着とする。
- (ウ) 郵便事故等については提出者のリスク負担とする。
- (エ) 電話又は口頭による質問は受け付けない。

②受付期間

- (ア) 平成31年4月16日(火)～4月23日(火)午後5時まで
- (イ) 質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

③回答方法

別府市公式ホームページに掲載する。

④回答日

平成31年4月25日(木) 予定

(5) 参加申込書等の提出

①申込方法

持参又は郵送

②申込期限

平成31年4月25日(木) 17時00分まで

③提出書類及び部数

実施要領P.9別表1「提出書類一覧」に記載のとおり

④提出場所

前記3(1)に同じ

⑤参加承認選考結果

参加承認選考結果通知書により通知する。

平成31年5月7日(火)までにメールにより通知予定

4 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。

①提出書類及び部数

実施要領P.9別表1「提出書類一覧」に記載のとおり

②提出場所

前記3(1)に同じ。

③提出方法及び期限

(ア) 持参による提出 平成31年5月16日(木) 17時00分まで

(イ) 郵送による提出 郵便書留とし、平成31年5月16日(木)までに必着

④失格となる企画提案書

企画提案書が次の各号のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。  
なお、失格となった場合は、別途通知する。

(ア) 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの

(イ) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

(ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(エ) 虚偽の内容が記載されているもの

⑤その他

(ア) 提出書類の作成等参加に係る全ての費用は、提案者の負担とする。

(イ) 提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出は認めない。

(ウ) 全ての提出書類は、返却しない。

(エ) 提出された企画提案書は、業者の選定以外には提案者に無断で使用しないこととする。

(オ) 提出された書類は、業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。

5 審査の手続き及び候補者の選定

提出された企画提案書等の審査は、別府市が設置する別府市新図書館等整備基本計画策定等支援業務プロポーザル審査委員会が行い、最も評価の高い事業者を受託者として選定する。

① 一次審査（書面審査）

②二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）

(ア) 日 時 平成31年5月27日（月）（予定）

(イ) 実施場所 別府市役所本庁 5階 大会議室

6 プレゼンテーション審査の結果通知

プレゼンテーションを行った全ての者に対し、プレゼンテーション審査の結果を通知する。

通知日 平成31年5月28日（火） 予定

7 契約方法

候補者と本市との協議が整い次第、契約を締結するものとする。ただし、候補者が参加資格要件を満たさないこととなった場合及び失格事項に該当した場合は、契約を締結しない。また、候補者と契約締結に至らなかった場合には、次点者と協議を行うことができる。

契約手続き及び契約書は別府市契約事務規則（平成2年別府市規則第46号）の定めるところによるものとする。

8 その他の留意事項

詳細は、実施要項、基本仕様書による。

不明な点は、前記3(1)に問い合わせること。

旧元号によって特定された日を新元号による応答日に読み替えて適用すること。